

南インド村落の農業経済

—— アビニマンガラム村の事例研究 ——

なか 中
むら 村
ひさ 尚
し 司

はじめに

- I プンジャ地経営の特徴
- II 畜産と耕種農業
- III 農地移動と農家負債
- IV 農家経済と農村経済

はじめに

筆者は、1967年1月～4月および1969年1月の2度にわたって、南インドのマドラス（現タミル・ナードゥ）州ティルチッラパッリ県ムスリ郡アビニマンガラム村において、農村経済構造に関する実態調査を試みた。この農村調査に関連して、筆者は次のような形で報告を行ってきた。

- (1) 「農村経済構造の研究について」（『アジア経済』第11巻第11号 1970年11月所収、以下拙稿Ⅰと略記して引用）——これは農村調査にもとづく研究の方法論上の問題を、アビニマンガラム村での調査体験に則して論じたものである。
- (2) 「南インドのイナム村について——アビニマンガラム村の事例を中心に——」（松井透編『インド土地制度史研究』東大出版会 1971年所収、以下拙稿Ⅱとして引用）——これは同村の歴史的な背景を、イナム村という土地行政制度との関連で検討したものである（注1）。
- (3) “Village Community and Paddy Agriculture in South India——A Case Study of Abinnimangalam Village——,” (*The Deve-*

loping Economies, Vol. X, No. 2 [June 1972], 以下拙稿Ⅲとして引用) ——この論文では、水稲作を中心にナンジャ地経営（灌漑農業）の独自の性格を解明しようと努めた（注2）。

本稿はこれらの報告の総編をなすものであり、ナンジャ地経営、プンジャ地経営（非灌漑農業）および畜産経営の3部門にわたる個別農家の営農とカースト的分業体制のもとにある村落経済との関連性を考察することをめざしている。もともと、アビニマンガラム村の実態調査は、スリランカ共和国（セイロン）における茶およびゴム・プランテーションに囲まれた米作農村との比較研究の一環として行なったものである。アビニマンガラム村の位置するムスリ郡を中心にして、1830年代以降多くの移住労働者がセイロン島の湿潤地帯（Wet Zone）にあるプランテーションへ出稼ぎに行っている。このことが調査地域を選定する重要な基準であった（注3）。しかし、移住労働者の問題は英国の植民地政策を含む多くの側面から研究する必要があるため。本稿の論述の枠外におき、別の機会にあらためて取り組む予定である。さしあたって、セイロン島のプランテーション農業とその周辺の農村経済については、次の二つの拙稿を参照されたい。

- (4) 「セイロン島におけるプランテーション農業の成立」（『アジア経済』第5巻第1号、1964年1月所収、以下拙稿Ⅳとして引用）。

(5) “The Rural Economy in the Wet Zone of Ceylon” (アジア経済研究所所内資料, 1967年1月所収, 以下拙稿Vとして引用)。

(注1) 『東洋文化』第50・51合併号(1971年3月)に同じ表題で発表した論文に若干手を加えたものである。

(注2) 『アジア経済』第12巻第8号(1971年8月)に発表した「南インドの村落と米作農業——アビニマンガラム村の事例研究」という表題で発表した論文を書きあらためたものである。

(注3) 調査村の選定基準については、拙稿Ⅲ142ページを参照。

I プンジャ地経営の特徴

アビニマンガラム村では、農業といえばそのままナンジャ地耕作を意味するほど、灌漑地の占める比重が大きい^(註1)。しかし、耕地面積は、非灌漑地であるブンジャ地の方が圧倒的に多い。この地方の食事文化は、米飯にカレーをそえる形をとるのが普通であり、大ざっぱに言って主穀はナンジャ地で栽培し、カレーの材料をブンジャ地で栽培する。前者が剰余を市場で売るために生産されるのにたいして、後者はその多くが自家消費用に生産されるともいえる。

収穫がその時々気象条件によって決定的に左右されるという事情は、農業経営におけるブンジャ地の役割を副次的なものにとどめている。ブンジャ地経営の不安定性は、その保有面積の把握をも不確かにしている。徴税を担当する政府も、村の耕地の所有者たるイナムダールも、経営の主体である耕作農民も、土地改革が実施されるまでブンジャ地所有を重視しなかったからである。ムスリ郡徴税事務所で課税地として査定されていたブンジャ地面積は、1259.57エーカーであり、ナンジャ地面積のほぼ10倍であった。しかし、この数

字は、ブンジャ地農業を行なうことが可能な土地というほどの意味であり、現在耕地として利用されているブンジャ地面積を示していなかった。イナムダールのために地税の徴収を代行していた在村の徴税人であるカルナムの手もとに保管されている台帳によれば、村民によって保有されているブンジャ地面積は、699.13エーカーであった。ブンジャ地からのイナムダールの徴税額は、この面積を基礎にしていたものと思われる。筆者の調査によるブンジャ地保有面積は、581.72エーカーであった。最終的なブンジャ地所有面積の確定は、土地改革の謄本の発給を待たなければならないが、600エーカー弱という数字は、慣行上の保有面積を示しているといつてさしつかえなからう。ナンジャ地と違って、村外の農家がアビニマンガラム村のブンジャ地を保有したり、耕作したりすることは比較的少ない^(註2)。同じ程度の土地条件の可耕地は、近隣の農村にも広がっているからである。適当な管理人がない状態で放置されている移住労働者のブンジャ地は、上記の保有面積に含まれていない。

581.72エーカーのブンジャ地のうち、1966—67年には101.9エーカーが耕作されていなかった。この年度の特異な現象ではなく、毎年5分の1前後のブンジャ地の耕作が放棄されているということであった。その主な理由は人手不足である。ブンジャ地の場合、耕起・施肥・播種という農作業をいくら丹念に行なっても、過剰もしくは過少の降雨のため収穫が皆無に終わることが珍しくない。そのため、農家は雇用労働力や農業資材の投入を極力抑え、自家労働力以外の生産費を圧縮しようと努める。

1966—67年度に村で栽培されたブンジャ地の作物は次のとおりである。混作や間作が行なわれて

いるので、作付面積を単純に比較しても意味をなさない。

(1) 黒モロコシ (chen cholam)

この地方では最も広範に栽培されている典型的な乾地用作物。栽培期間はナンジャ地に作付けられる白モロコシ(95日間)より長く、135日を要するが、面積当りの収量はナンジャ地の4分の1から3分の1である。作付面積は128.5エーカー、収量は233袋(1袋=48マドラス・メジャー)であった(註3)。1966年は異常に降雨量が多く、そのため収量が著しく少なかった。普通の年であれば村全体で250袋が販売されるのに、この年はほとんどの農家が自家消費分しか取れなかったといわれている。

(2) ワラク (varaku)

これも雑穀の一種で、学名は *paspalum frumentaceum*。栽培期間は約140日である。63.5エーカーに作付けられ、収量は186袋であった。

(3) クンプ (kumbu)

北インドのバジラ (bajra) と同種の雑穀で、この村での栽培面積は21エーカー、栽培期間は約85日であった。

(4) トワレ (tuwarai)

主要な蛋白源であるカレー用の豆。黒モロコシと混作されることが多く、トワレだけを栽培している面積は、18.5エーカーであった。

(5) モッチャイ (mocchai)

豆の一種で若いうちはさやごと食べられる。これもワラクや黒モロコシと混作されることが多い。モッチャイだけの栽培面積は21エーカーであった。

(6) タッタイ (thattai payaru), パーシ (pasi payaru), ナリ (nari payaru), コッル (kollu payaru)
——53エーカー

いずれも豆科の植物で、たいていの農家で栽培している。食用としてだけでなく、飼料としても利用される。

(7) ゴマ (ellu) 19エーカー

食用油の原料であり、少しづつ自家用に栽培されている。

(8) 落花生 (kadarai) 28エーカー

ナンジャ地用(105日)とブンジャ地用(135日)の二つの品種がある。村では后者だけである。このほかの油性種子として、ひましとからしなが間植されていた。

(9) 蔬菜

住宅が村の中央に密集していて、宅地に付属した菜園を持つ余裕がない。上層カーストの場合、パイヤやバナナなどの若干の果樹を屋敷に植えているだけで、ナス、トマト、キュウリ、サツマイモなどの蔬菜類はブンジャ地で作ることになっている。下層カーストは狭い宅地の一部を菜園にしている。

(10) 飼料植物

上記の作物に利用されていないブンジャ地で飼料や牧草が育てられている。これには播種と収穫以外の労働力がほとんど不要であるといわれている。

第1表はブンジャ地に作付けられる主要な作物をとりあげ、その概況をまとめたものである。異常気象による不作の年という事情があったとはいえ、栽培面積や収量は実数よりも少ない数字になっている。平年作の収量と1966年の販売量は、各農家の答を集計した数字ではなく、パンチャーヤト委員や村役人の推計によっている。この表から、アビニマンガラム村におけるブンジャ地農業の性格や位置を理解することができよう。すなわち、多様な作物がみられ、村の食糧生産にとって非常に

第1表 主要ブンジャ地作物の概況

	栽培面積 (エーカー)	栽培農家数 (戸数)	収量 (1966年)	収量 (平均年)	販売量 (1966年)	平均単価 (1966年)
1. 黒モロコシ	128.5	117	233袋	450	0	RS.40.
2. ワラック	63.5	63	386	350	50	20.
3. クンブレ	21	28	13	20	5	48.
4. トワレ	18.5	98	103	100	5	50.
5. モッチャイ	21	54	35	40	5	65.
6. タググイなど	53	95	67	120	5	48.
7. ゴマ	19	5	12	30	3	65.
8. 落花生	29	78	248	350	20	40.
合計	353.5	—	—	—	—	—

(注) 1袋=0.5カラム=48マドラス・メジャー)

第2表 規模別ブンジャ地所有農家数

(単位: エーカー)

	0-0.5	1	1.5	2	4	7	7以上	計
カテゴリーI	1	2	2	9	23	25	17	79
カテゴリーII	0	7	0	6	10	2	1	26
カテゴリーIII	5	8	3	2	9	0	1	28
合計	6	17	5	17	42	27	19	133

(注) カテゴリーIはヴェララなど四つの先進的カースト。カテゴリーIIはガウンダーなど11の後進的カースト。カテゴリーIIIはパラヤンとシャクリヤンの「不可触賤民」カースト。

重要な部門ではあるが、商品化される率が低く自家消費もしくは農業労働者への現物給に用いられる。そのため、この部門に依拠して蓄積し、経営の拡大に乗り出そうとする農家はほとんどない。

第2表は規模別ブンジャ地所有農家数を示したものである。村の支配的なカーストであるヴェララを中心とするカテゴリーは、子供たちに土地を相続させてしまった老人や寡婦の世帯を除くと実質的にはすべての世帯がブンジャ地を所有している。それも大半は2エーカー以上である。村の住民によって所有されているブンジャ地の4分の3を越える453.05エーカーが、ヴェララの所有地である。このうち91エーカーが耕作放棄されている。60歳以上の老人と女性の労働力が存在する

だけの、あるヴェララ農家の場合、日雇いの農業労働者に頼りながら、かろうじて5エーカーのブンジャ地を耕作していたが、残りの13.5エーカーは完全に休耕が続いている。耕作したブンジャ地のうち、2エーカーは黒モロコシとトワレの混作、1エーカーは落花生を栽培していたが、人手不足のため2エーカーは手間のかからない飼料用の豆科植物を播種するのが精いっぱいだったそうである。休耕にしないまでも、ブンジャ地の一部を荒し作りにしている農家も少なくない。

これに比べて、後進カーストの集団であるカテゴリーIIの農家では、ブンジャ地を休耕にしている農家は2戸にとどまり、その面積も計2エーカーにすぎなかった。もともと所有規模そのものが小さいことと、後述するように近年になって耕地を取得した農家が多い、という事情もある。ブンジャ地を休耕するヴェララ農家の多くは、耕作に必要な基幹労働力にみあうだけの農地を取得したのではなく、相続によって能力以上の農地を所有することになったからである。

「不可触賤民」と呼ばれていたカーストからなるカテゴリーIIIの農家は、ナンジャ地を所有することはできなかったが(注4)、4分の3以上の世帯がわずかながらでもブンジャ地を所有している。

長年ヴェラーラの営農を補助するために労働する筋肉のかたまりであるとみなされてきたパラヤン・カーストが村の土地に対して所有者としての権利を持つに至ったことは、その発言力を強化している。ヴェラーラたちにとっては、ブンジャ地所有の経済的な価値以上に、村落秩序への挑戦であると受けとられていたようである。「賤民」カーストにブンジャ地を売ったり、あるいは売却のあっせんをしようと試みるものがあらわれると、ヴェラーラの有力者たちは極力それを抑制しようと努めたといわれている。

カテゴリーⅢのブンジャ地所有農家の間でも、1966年に5戸が計8.5エーカーを休耕にしていた。しかし、これはヴェラーラの休耕と違って、播種後に大雨のため種子が流れてしまったので耕作を放棄したケースや、耕地化することが困難な荒地を買ったのでそのまま放置しているケースばかりである。

ブンジャ地の土地条件が悪く、安定した営農を期待できないので、ナンジャ地では広く行なわれていた分益小作制は一件も見られなかった。しかし、カテゴリーⅡおよびⅢに属する世帯がすべてブンジャ地を所有しているわけではない。彼らのうち、ブンジャ地を経営するのに必要な男性の基幹労働力を欠いている場合はしかたがないが、主たる所得の源泉を賃労働に求めている者でも、家計の補助のため若干のブンジャ地を耕作しようとする。カル・オッダーやパラヤンなど下層カーストの土地なし労働者に対して、余分のブンジャ地を持つヴェラーラたちが、名目的に借地料（エーカー当り、年に2.5～5ルピー）で劣等地を貸していた。このような形でブンジャ地を耕作している下層カーストの農家は、1966年に4戸存在していた。借地の規模は1エーカーから4エーカーの間であ

る。これらの事例は貸し手の経営に必要な労働力を容易に確保するための手段として、日頃から関係の深い特定の農業労働者に貸すという性格が強いので、借地料の取得を目的とする本来的な小作制度とは区別されねばならない。この方式で特定の農業労働者に対する支配力を強めることは、他のヴェラーラの利害と競合するため限界がある。他方、借り手の方からいえば、石ころや木の根を除いて整理し、ようやく可耕地として普通に作付けできるようになった年をみはからって、所有者が自分で耕作するという理由で取り戻すことがあり、いくら安い借地料とはいえ、安心して開墾労働を費せないという不満があった。事実、未耕地を可耕地にしたところで、地主にブンジャ地を取り上げられたケースが過去にくり返されたので、パラヤン・カーストの農業労働者の間では、この方式で借地するより借金してでもブンジャ地を買おうとする傾向が強かった。

土地改革を契機にイナムダールの所有になっている未耕地を、ブンジャ地をもたない村民に払い下げる方針を政府が明らかにしていることもあり、遠からずブンジャ地の「小作」はこの村から姿を消すものと予測されている。

ブンジャ地農業に化学肥料を投下する農家はない。化学肥料の効果は1年限りであると考えられているので、気象条件によっては収穫皆無になる恐れのある農地に用いることがためらわれるのである。パッティと呼ばれる山羊または羊の畜糞による施肥（後述）を除くと、エーカー当り牛車1～2台分の堆肥を施すのが最も普通の形態である。

このほか、ブンジャ地での営農には耕起のための一対の去勢牛と犁、他の農作業に使う若干の種類の農具が必要である。しかし、これらはとくにブンジャ地農業にのみ必要なものではなく、ナン

ジャ地用の牛や農具と同じである。したがって、
 プンジャ地農業を続け、拡大してゆく上で圧倒的
 に重要な役割を果たすのは、人間の生きた労働で
 ある。先に述べたように、男性の基幹労働力を欠
 いている農家がブンジャ地経営を継続することは
 困難である。2頭の牛に犁をひかせる耕起作業に
 はどうしても男手が必要であり、そしてこの作業
 を雇用労働力だけにゆだねることはできないと考
 えられているからである。たいていのブンジャ地
 作物は、播種前に少なくとも2回の耕起（落花生の
 場合は3～4回）を要するので、成年男子が1人し
 かない農家では、カイマートと呼ばれる手間替
 労働^(注5)か、2頭の牛と犁と1人の男性労働力を
 ワンセットにして1日当り6ルピー支払う雇用労
 働力か、のいずれかにたよらなければならない。

耕起と脱穀以外の作業はおおむね女性労働力でも
 可能であり、多くの場合その方が望まれる。女
 性の方が低賃金だからである。ブンジャ地とナン
 ジャ地という作業場の違いが、賃金格差をひき起
 こした事例はない。かなり広い地域にわたって一
 定の支払い基準ができていて、ブンジャ地の賃
 労働にもそれが適用されてるのである^(注6)。ただし、
 ナンジャ地での賃金が現物で支払われる場合は、
 粳、シコクビエ、白モロコシなどの穀類が用いら
 れるのに対して、ブンジャ地での現物賃金には、
 同量の黒モロコシや豆類などで支払われる。一般
 に労働の密度はブンジャ地の方が軽いというのが
 多くの労働者の声であった。

上層農の年雇であるパンニャルとカイマート以
 外の、ブンジャ地雇用労働力は次のとおりであ
 った（1966—67年）。

(1) カテゴリー I

ブンジャ地を耕作した73戸の農家が、例外なく
 多少なりとも日雇労働者（パディヤル）を雇用して

いる。その累計は、男635人日と女2865人日であ
 る。加えて性別は不詳であるが360ルピーの現金
 と192メジャー（2カラム）の穀物が、パディヤル
 のブンジャ地労働に払われている。

(2) カテゴリー II

ブンジャ地経営農家29戸のうち3戸を除く26戸
 が、延べ男67人日と女289人日を雇用しさらに294
 ルピーの現金と48メジャーの現物を賃金として払
 っている。雇用労働力を必要としなかった3戸は、
 家族内に複数の成年男子が存在するか、または作
 付面積が非常に小さかったからである。

(3) カテゴリー III

29戸中18戸がパディヤルを雇用した。その内訳
 は男88人日、女130人日、性別不詳の賃金が156ル
 ピーと24メジャーである。雇用労働力を必要とし
 なかった農家が多いのは、経営規模が小さいこと
 と、劣等地が多く支払う賃金にみあうだけの収量
 を上げにくいことである。

全体として、各農家から得た雇用労働力に関す
 る答は、実際よりもやや少ないと思われた。自家
 消費が中心の作物であるため、極力生産費を圧縮
 しようとしているにもかかわらず（しかも異常気象
 のために栽培をとりやめたり、中断したブンジャ地が少
 なくなかった年さえ）、最小限これだけの雇用を不
 可欠としたことは、アビニマンガラム村における
 営農が、家族労働力のみで自己完結的に行ないえ
 ないことを意味している。下層農家ほど雇用労働
 力に占める男性の比率が高くなるのは、耕起用の
 牛と犁を所有していない農家が多いからである。

畜産、石工、大工など耕種農業以外の部門を主
 たる収入源とするカテゴリーIIや、農業賃労働を
 主要な収入源としているカテゴリーIIIの村民が、
 家計を補助する部門であるはずのブンジャ地耕作
 にさえ、このように雇用労働力に頼らざるをえな

い。カイマートがどれほどの規模で行なわれているかを正確に把握することは困難であったが、下層カーストの場合、雇用労働力に匹敵するスケールで相互に労働力を交換しているようであった。カイマートをも経営外の労働力とみなすならば、この村ではナンジャ地農業のみならずブンジャ地農業もまた、個別的な家族経営であると同時に村落内部の相互依存体制の一部であるともいえよう。比喩的にいえば、パディヤルがパディヤルを雇うという関係を不可欠とするような、生きた労働の交換による協業が、アビニマンガラム村におけるブンジャ地農業の生産水準を支えているのである。

主要な耕種部門であるナンジャ地農業における協業が、ヴェラーラの有力者を頂点とするヒエラルキーによって統合されているのと比較して、ブンジャ地農業の方は相対的に水平的な統合が強いということも可能である。ブンジャ地所有の意義はブンジャ地そのものの価値より、地下水を揚水する施設をもうけることによって、ナンジャ地化する可能性にあるといわれている。とりわけ、ナンジャ地を所有しない下層カーストの願望は強い。ブンジャ地のナンジャ地化を果たすことによって、村内ヒエラルキーの階梯を一つ登ることができるからである。いいかえれば、ナンジャ地農業の優位性と、ヴェラーラ・カーストがそれを支配することを通じての村落秩序の維持は、広範な水平的統合のもとにあるブンジャ地農業の存在によって支えられているのである。

(注1) ナンジャ地とブンジャ地については拙稿II、254ページの注8を参照。ただし、アビニマンガラム村のナンジャ地は、マナーワリ mānawari とも呼ばれ、厳密な意味での灌漑地ではなく、灌漑地と非灌漑地の中間的形態である。

(注2) 土地改革後に隣村のネルー記念大学(Nehru

Memorial Art College)の校有地として約8エーカーの未耕地が寄付されることになっていた。

(注3) この地方では穀量の容積単位として、カラム(kalam)、マラッカカル(marakkal)、ワッラム(vallam)などが用いられているが、これらは同じトリチッラパッリ県内でも一定していないので、本稿ではタミル・ナードゥ州の標準的な容積単位となっているマドラス・メジャー(パディ padi ともナリー nali ともいう)に換算して表記することにした。1メジャー=100立方インチ≒1.44クオート≒1.639cc(粃で約1.2kg、米で約1.4kg)

(注4) 拙稿III 153ページの第3表を参照。

(注5) Kaimat. これはスリランカの沿岸地方の村で広く行なわれているウイヤー(kaiya)と呼ばれる手間賃労働とほぼ同じ慣行である。拙稿V 20—21ページ参照。

(注6) 村内の農業労働者に対する賃金の支払基準については拙稿III 159—160ページを参照。

II 畜産と耕種農業

ナンジャ地農業およびブンジャ地農業とともに重要な農業部門は畜産である。この地方の農業の3本柱の一つであるというだけでなく、先の二つの耕種部門の営農と分ちがたく結びついていて、畜産を欠いた水稲作や乾地農業は想像することもできないほどである。

アビニマンガラム村で飼育されている家畜の種類は、牛、水牛、山羊もしくは羊(註1)、ニワトリおよびブタである。支配カーストであるヴェラーラの意見によれば、これらの家畜にも浄・不浄の序列がある。最も尊ばれているのは牛である。次は上記の順で、最もけがれた汚い家畜がブタだといわれている。調査期間中に、ヴェラーラの老人が牡牛の角で突き殺されるという事故があり、筆者はその葬送の儀に立会う機会があった。その場にいた人たちは、「他の死に方をするより、牛の角にかかって死んだのは不幸中の幸いだった」とおくやみの言葉とともに話していたものである。

第3表 村の家畜と飼養農家数

(A: 飼養農家 B: 頭数)

	牡牛		牝牛		仔牛		水牛		水牛の仔		山羊		ニワトリ	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
カテゴリーⅠ	43	99	40	56	34	49	42	70	22	24	19	59	8	22
カテゴリーⅡ	7	13	9	12	5	5	16	30	5	5	20	480	21	46
カテゴリーⅢ	12	23	9	10	10	10	10	11	2	2	13	41	21	73
合計	62	135	58	78	49	64	68	111	29	31	52	580	50	141

(注) ニワトリは6カ月以上成育したもののみ。

村で一番大きな寺院であるマリアンマン・コーヴィルのかたわらに建てられている石碑は、この村がイナムダールに施与されたことを記しているが、刻文の末尾は「この慈善を妨げる行ないをする者はすべてカーシーで牝牛を殺害した者と同じ罪人となろう」と結ばれている^(註2)。客人に対しては牛糞で浄めた食器でもてなしながら、ヴェララの老人たちは「ニワトリやブタがいるときたならしくて困る」となげいているのである。

第3表は村内で飼われている家畜の一覧である。これによっても、牛を飼育するのは上層農家、山羊は中層農家、ニワトリは下層農家に多いことがわかる。農村経済に占める家畜の重要性という点から判断すると、やはりヴェララの伝統的価値観による序列づけとおおむね一致する。家畜の浄不浄という一見して荒唐と思われる序列も、現実の村落生活とは無関係な、教義上の観念の産物であるとばかりはいきれない面を持っているのである。

次にそれぞれの家畜が、村の農業経済にどのような位置を占めているか検討しよう。

牛や水牛が農業生産に果たしている役割は、牝牛と牝牛では全く異なる。牝牛が主として労働手段となるのに対して牝牛はもっぱら労働対象である。両者に共通している点は燃料(牛糞)を供給すること、シャクリヤン・カーストの職人に原料

(皮革)を提供することぐらいのものである。村の牝牛はすべて去勢されていて、常に一対として飼われている。井戸から地下水を揚げる作業、ナンジャ地やブンジャ地を耕起する作業、穀物を圃場で脱穀する作業、牛車を引いて運搬する作業など一対をなして使用されることが多いからである。たまたま1頭しかもっていない農家も例外的に存在していたが、それはもう1頭が死んだか、手放されたかによってひき起こされた一時的な現象である。ナンジャ地とブンジャ地耕作を安定的に営むためには、少なくとも一対の牝牛を所有していなければならない。農繁期にはカイマートにせよ、賃料を払うにせよ、他人の牛をあてにすることはむずかしい。他方、農業労働者であっても力の強い一対の牝牛を育て上げれば、農家から声がかかるのを待っている生活から抜け出す可能性がひらける。その2頭の牛を使って賃耕や揚水作業を引き受ければ、1日当り2倍から3倍の収入を得ることができる。また、ナンジャ地の分益小作人になることも可能になるのである。

乳牛としての牝牛や水牛(牝)は1頭単位で飼育されている。牝牛を飼う目的は、牛乳と育てた仔牛とを売ることである。牝牛の場合は6頭、水牛(牝)の場合は8頭が1戸で飼っている最大数であった。これらの多頭飼育は、年雇を置いているヴェララの富農によって行なわれていて、家

族労働力だけで営農している農家は1～2頭が普通である。

村内に集乳を専門にしている人が住んでいるが、彼はとなりのプタナンパッティ(Puthanampatti)村を職域にしている。アビニマンガラム村の牛乳は5マイルの距離にあるヴィーラニ(Veerani)村の集乳業者が自転車ですべて集めにくる。グラーム・パンチャーヤトがヴィーラニ村の業者に年額100ルピーで集乳権を与えているからである。

乳価はメジャー当たり0.8ルピーである。水牛(牝)の場合は少し高く、1ルピーである^(註3)。後者の方が濃く、味もよいといわれている。平均的な搾乳期間は8カ月で、その間1頭当り月に20～50ルピーの収入をもたらすので、貧しいけれども労働力に余裕のある農家に対して業者は、若い牝牛や水牛(牝)を貸与して育てさせていた。この現物形態のミルク・ローンを借りている農家は、筆者の調査期間に6戸あった。返済も現物で、第1回目の搾乳期間の乳量全部というきまりになっていた。

村には交配用の雄牛がいないので、他村に求めていた。交配用の水牛(牡)はカル・オッター・カーストの農家が飼っていて、1回につき2ルピーの収入を得ていた。村には合計18頭の水牛(牡)が飼われていたが、そのうちの16頭はカル・オッターの手に集中していた。彼らの伝統的な職業は石を切り出し、運搬し、石材を使った建設工事を行なうことであり、今日も受け継がれている。石材の運搬には去勢牛よりも耐久力のある水牛(牡)の方がよいとされていた。建設工事の注文がないときに、この水牛を使って穀物などの運送を行なうのが副業であった。この方法で1日働くと3ルピーの収入になり、しかも農業賃労働よりは軽労働ですむ。2頭の水牛(牡)と牛車を手段とする

この副業によって、カル・オッターたちは1戸当り年間100～300ルピーの収入を得ていた。

通常家畜の世話をするのは、農家の子供の日課の一つであるが、水牛についてはガウンダー・カーストの村民が、42頭をまとめて村の共同放牧地に連れていくことにしている。この牧人は1人暮しの気楽さもあって、本来のガウンダーとしての仕事より水牛の世話を選んだそうである。彼は1頭につき月に2.5メジャーの穀物を受け取るという契約でこの仕事を引き受けている。水牛を飼っている農家(とくに子供がいないか、いても通学させることを選んだ農家)は、それぐらゐの負担で済めば助かるというのである。

村の山羊の8割を占める459匹が、カテゴリーIIのガウンダー・カーストによって所有されている。このカースト以外の農家にとって山羊を飼う目的は、肥育して食肉用に売ることである(1匹20～40ルピー)。しかし、ガウンダーにとっては何よりもまず、一定の農地を囲って施肥(パッティ)^(註4)する手段としての山羊である。100匹の山羊を昼夜1エーカーの耕地にとどめておくことが、土地所有者との契約の単位であり、その報酬は穀物1.5袋である。特定のガウンダーが7～8戸の農家の土地に順序よくパッティを行なう(2～3年に一度)慣行ができていて、組合せがほぼ固定しているため毎夜間違いなく100匹が囲いの中にいるかどうかを確認しにくる農家は少ない。雨の日以外は継続して山羊の世話をし、夜も圍場で過ごさねばならず、相当な重労働である。若い世代には、この仕事をやめてナンジャ地農業に移りたいという声が強い。1967年現在、9戸のガウンダーがこの仕事に従事していた。前年の大雨と天然痘(山羊の)の流行のため、多くの山羊が死んだので100匹以上飼っている世帯は1戸だけに減少し、残り

のガウンダーは山羊の数が100匹に増えるまで互いに融通しあって、この伝統的な施肥を続けていた。

山羊の群に天然痘が流行することは、ガウンダーにとって大きな打撃であるが、彼らはむしろこれを将来の開運の啓示と受け取り、神に感謝するため12マイル離れたサマヤプラム(Samayapuram)村にあるマリアンマン寺院へ参拝に行く^(注5)。これはガウンダー自身が天然痘に罹病していても、行くべきであると語られていた。こと1,2年はガウンダー・コミュニティにとって不幸な事態が続いているけれども、過去10年間を全体としてみれば、彼らの経済条件は著しく向上している、というのがヴェラーラたちの見解であった。育てた山羊の販売とパッティの報酬だけでなく、農地を小作したり、購入したりして耕種農業に進出してヴェラーラの地位をおびやかすはじめたというのである。ガウンダーの方からいえば、自分たちの生活を山羊の群の盛衰だけにしぼりつけておきたくないのである。このようなガウンダーの意欲的な試みは、ある程度まで成功して耕地を買ったり、家屋を改築している農家が増えているが、同時にこのカースト集団の分解傾向もみられる。上昇してヴェラーラと同じような農業経営者になるか、下降してはだかの生きた労働以外何ももたないパラヤンと同じ農業労働者になるかである。

あるガウンダーの老人(60歳)は、4年前からパッティの仕事を続けられなくなり、後継者もないので一度に山羊の群を売り払い、近所の9戸のガウンダーの山羊の番をして1日1メジャーの穀物をもって、かろうじて生計をたてている。経営内に成年男子労働力を欠くと、ガウンダーの場合も仲間の扶助に頼って生きてゆくよりほかないようである。個体としてライフ・サイクルがもた

らす老後の窮乏を救う最善の道は、アビニマンガラム村のような農業社会にあっては、壮健な男の後継者を得ることである。ヒンドウたちが、どのカーストに属していても、男の子の誕生を待ち望むゆえんである。

養鶏は自家消費用の卵と肉を得るために小規模に営まれているにすぎない。最も多く飼っている農家を見ても、わずか10羽である。上層カースト(とくに老人)には、菜食主義者が多く、そのため食用以外に役立つことのないニワトリの飼育を嫌う傾向が強い^(注6)。しかし、日頃貧しい食事をしている下層カースト(貧しいヴェラーラも)にとって、鶏卵や鶏肉は貴重な蛋白源であり、少しでも労働力に余裕があれば、自宅の一角で飼うことにしているようであった。このような零細なものではなく、トリチッラパッリ市の市場向けに数百羽単位でニワトリを飼う計画をたてているヴェラーラの有効農家があった。その計画では養鶏専任の労働者を雇うことも含まれていた。これが実現したとしても、牛や山羊のように畜産が耕種部門の農業に有機的に総合される見通しはないが、村の上層カーストの養鶏を見る眼は変化すると思われる。

村の畜産の最後に養豚がある。1965年までは約60頭のブタが、井戸掘りカーストであるマン・オッダーの副業として飼育されていた。しかし、1967年の初めには、2戸が計5頭を飼っているだけだった。1965年3月のグラム・パンチャートで、放し飼いになっているブタを見つけしだい屠殺する、と決定されたからである。ブタは水のあるところを好み、放し飼いにするとすぐに水田に入り、水稻を荒らすというのがヴェラーラの言い分であった。

近隣の村を訪ねてもブタはほとんど放し飼いさ

れている。専用の広い畜舎を建設することは、マン・オッダーにとって不可能であり、宅地内で飼える少数を残して売却するよりほかなかった。養豚は耕種農業に寄与するところが少なく、むしろヴェラーラの主張するように対立する側面の方が大きいとしても、とくにアビニマンガラム村のパンチャーヤトでこのような決定がなされるに至った事情は、アーンドラ地方から移住してきて、いまだにテレグー語を話しているマン・オッダーという少数グループによって飼われていたからであろう。マン・オッダーがこの村に定着した時期は当人たちも思い出せないほどの昔（少なくとも70、80年以上前）であるが、農業用の井戸を掘るといふ仕事の性格もあって村内の発言力が弱く、井戸の発注者でもあるヴェラーラの有力農家の意向に反対することができなかつたのである。筆者が1969年に再訪したときには、村内には1頭のブタも見られなかった。

以上でこの村の畜産が、耕種部門の農業といかに密接に関連しているかが明らかになったことと思う。つぎに、この節を終えるにあたって、農家経済におけるストックとしての家畜の意義を指摘しておきたい。

家畜は字義どおり生きたストックであるため、年々順調に生育していけば、農家に一定の所得（フロー）をもたらす、と同時に流行病にかかって損失をひき起こす可能性もはらんでいる。しかし、家畜が生きたストックであるゆえんは、そのような側面にとどまらず、農家にとって重要な貯蓄手段になりうるという点にある。農家余剰を徐々に蓄積する手段としては、貴金属や現金などの形態が存在するが、営農規模を徐々に拡大しながら、同時的に貯蓄するには最も適切な手段である。大小さまざまな種類の家畜を選択することができ、

しかも必要なときにはいつでも市場で売却できる。価格が長期的に安定している点も長所である（注7）。

村民が1年間に売買する家畜の数を正確に把握するには、調査期間が短かすぎたが、その概数をつかむことはできた。1966年の取引は第4表のとおりである。山羊とブタの販売数が多いのは、ガウンダーとマン・オッダーとが売り急いだせいである。

冠婚葬祭や子供の教育のためのたくわえという機能をもっている家畜は、不時の出費による農家経済の破綻を防ぐという限りでは、他の貯蓄手段と同じである。しかし、このストックは生きているため、たえず家畜の世話をする労働力を必要とする。もし、一定の労働力がこのストックにセットされていなければ、たちまちにしてストックとしての価値がゼロになってしまう。この点において、他の資本ストックとは著しく異なっているのである。換言すれば、適切な維持管理の労働力を欠いた農家は、この形での貯蓄手段を利用することができないのである。

ひるがえって考えてみれば、適切な維持管理のための労働力と組み合わせられていなければ、ストックがストックとしての価値を失ってしまうという事実は、アビニマンガラム村の場合、農家経済にとって、より本来的なストックである農地についても、同じようにあてはまる。この点は、すでにくり返し強調していることであるので（注8）、次

第4表 家畜の売買とその価格（1966年）

		販売数	購入数	成 獣 の 価 格
牡 牝 水	牛	30	40	400~800ルピー
	牛	10	15	300~500ルピー
	牛	10	25	300~500ルピー
山 ブ	羊	450	50	20~ 50ルピー
	タ	30	0	50~ 60ルピー
ニ ワ	トリ	100	50	3~ 5ルピー

節ではかかる農地が村民間をどのように移動しているかについて考察を続けよう。

(注1) この地方の山羊と羊との外見上の差異は非常に小さい。前者はクルンバ(kurumba)、後者はセンマリ(seinmari)という固有の名称をもっているが、日常的には両者の総称であるアードゥ(adu)と呼ばれている。両方とも同じ群の中で一緒に生育し、飼育上とくに区別する必要はないといわれていた。

(注2) 拙稿Ⅱ 253ページ。

(注3) 当時、マドラス市における乳価は、牝牛でリットル当り2.25ルピー、水牛(牝)で2.75ルピーであった。

(注4) 拙稿Ⅲ 161—162ページ。

(注5) 一度天然痘にかかれば当分は免疫ができるから、将来の繁栄が約束されるわけである、というように解釈することもできる。

(注6) ウェラーラたちの菜食主義が伝統的なものか、サンスクリタイゼーションの結果であるかは不明。

(注7) 貧農にとっては、ニワトリでさえ生きたストックである。

(注8) 拙稿Ⅰ 48—49ページを参照。

Ⅲ 農地移動と農家負債

アビニマンガラム村以外の農地を村内の富農が購入したケースについては、すでに検討したので(注1)、ここでは村内の農地移動のみを扱うことにする。

1936年のマドラス大農地法第3次改正まで、アビニマンガラム村における耕作者の農地に対する権利はいつさい法的な規定を受けていなかった。法的にはすべての権利がイナムダールに与えられていたからである(注2)。しかし、村内の農地をめぐる諸制度は今日とあまり違っていなかったらしく、1936年以前にヴェラーラ内部でナンジャ地とブンジャ地の双方とも購入した例や売却した例が記憶されている。第三者に対抗するため土地所有権を登記することは不可能であったが、慣行上

の所有地を転貸することも、抵当に置くことも広く行なわれていたようである。しかしながら、土地所有にかかわる問題を公的な裁判所で争うことはできないので、慣行上認められているグラーム・パンチャーヤト裁判所で解決されていたのである。そのことから当事者は同じ村民であったことが推測される。

1936年から57年までの22年間は、イナムダールであるタンジャウル県の寺院が毎年1月に耕作権を確認する膳本の更新を行なっていたので、これにもとづいて農地の売買が行なわれたということである。1957年以降土地改革が完了するまでは、マドラス大農地(地代の減額)法にもとづいて州政府がイナムダールの地代徴収を代行することになった。その結果、膳本の更新は行なわれなくなり、農地の売買は最後の膳本である1957年1月に発給されたものを基礎にして行なわれている。土地改革行政の最終過程で所有権を法的に確認するライヤト膳本が交付されることになっているが、それまでは所有権の移転ではなく、耕作権の移転ということになる。この耕作権のもとで展開されている各種の小作制度から区別するために、本稿では土地改革を先取りした形で、イナムダールの膳本保有農を農地所有者として扱っている。近隣のライヤト村における同じ土地条件の農地と比較しても取引条件は変わらず、土地所有権としての実質を備えていると思われるからである。

1936年以降の村内農地移動を三つの時期に区分したのが第5表である。時代が古くなればなるほど、不正確なデータになるのは当然としても、購入事例の方が売却事例よりも多く記憶されているのは、現在の所有地に直接結びついているからであろうか。1936～45年および1946～55年よりも

第5表 村内の農地移動

(単位: エーカー)

		1936~45年		1946~55年		1956~66年		計	
		N	P	N	P	N	P	N	P
カテゴリーⅠ	購入面積	1(1)	8(2)	2.7(4)	10(3)	0.9(1)	4(3)	4.6(6)	22(8)
	売却面積	1(1)	5.9(2)	0.9(1)	11(2)	1(1)	10.8(8)	2.9(3)	27.7(12)
カテゴリーⅡ	購入面積	0	0.9(1)	0.9(1)	5(3)	1(1)	47.6(17)	1.9(2)	53.5(21)
	売却面積	0	0	0	0	0	0	0	0
カテゴリーⅢ	購入面積	0	2(2)	0	3(2)	0	10.8(7)	0	15.8(11)
	売却面積	0	0	0	4(2)	0	0	0	4(2)
合計	購入面積	1(1)	10.9(5)	3.6(5)	18(8)	1.9(1)	62.4(27)	6.5(8)	91.3(40)
	売却面積	1(1)	5.9(2)	0.9(1)	15(4)	1(1)	10.8(8)	2.9(3)	31.7(14)

(注) (1) ()内の数字は件数を示す。

(2) Nはナンジャ地, Pはブンジャ地。

1956~66年の方が件数が圧倒的に多い。20年前、30年前の土地移動は、均分相続制のため再配分されてしまっているとか、当事者が海外に移住しているというような事情のため忘れ去られていることも考慮しなければならない。しかし、1966年までの11年間に土地移動の件数が急増した最大の理由は、イナム大農地 (Inam estate) の土地改革法案が準備されるようになったことである (1963年に成立)。土地改革の実施を見越したイナムダールは、耕作者のいないブンジャ地を下層カーストの農民に売りつけようとした。

これらのブンジャ地は大半が未耕地で、耕地化するには多大の労力を要するものであった。そのかわり地価は、ヴェラーラの売るブンジャ地がエーカー当り100~500ルピーもするのに対して、50ルピー前後ときわめて安かった。土地のない貧しい村民にとっては、絶好のチャンスであり、すぐに耕地化できる見込みがなくても購入する者が続出した。このことが、先に述べたように下層カーストの中にもブンジャ地を所有していながら耕作しない農家をつくりだしたわけである。

同じ頃、家族労働力だけでは所有するブンジャ

地を耕作しきれないヴェラーラの農家が、その一部を売却しはじめた。かつてはそのような剰余地を持つものがあれば、労働力と畜力に余裕のあるヴェラーラ農家へ農地が譲渡されていった、といわれている。そして、ヴェラーラ・コミュニティ全体で農地と労働力とのバランスがとれるように循環していたようである。しかし、富裕なヴェラーラ農家はそのようなブンジャ地に関心を示さず、むしろ村外の (とくにカーヴェリ河沿いの) 灌漑地を購入することをめざしている。村内でも、ディーゼル・ポンプや電動ポンプの導入によって自分のブンジャ地をナンジャ地化することに熱心である。灌漑のための施設をつくることによってナンジャ地化することのできない土地は、家族労働力が高齢化すれば耕地として維持してゆくことが非常に困難であり、再び手放さなければならない。ナンジャ地化できれば、たとえ自分の労働力で営農できなくなっても、小作に出すことによって安定した収入を確保することができるからである。

したがって、たとえ借金してでもナンジャ地経営を拡大しようとする試みは、動力揚水施設を媒

介にして、従来の耕地と労働力との悪循環（富農からみて）の輪から離脱しようとする試みにほかならない。これに対応してペンジャ地の取得を契機に、伝統的な職業である羊飼いをやめて、ヴェララと同じ農業経営者になろうとしているガウンダー・コミュニティの動きがある。若いガウンダー農民の中には、父親から相続した畜群を売却し全面的な転換をはかろうとしている青年がいた。同じような動きは小規模ながらも、カル・オッター・カーストやパラヤン・カーストの間でもみられる。旧来のカースト規制にもとづく村落内分業体制の枠を打破する道は、農地を取得することと高等教育による資格を身につけることである。どちらかといえば、カテゴリーⅡの諸カーストが前者を、カテゴリーⅢの諸カーストが後者の道を追求しているようである。

旧体制を解体する契機は、このように上層カーストの側にも下層カーストの側にもみられるが、後者の新しい動向に対する反発もある。ヴェララの農地をヴェララ以外の村民に売らないように呼びかけたり、またイナムダールがペンジャ地を下層カーストに売ろうとするのを妨げている、といわれるヴェララの有力者の行動が下層

カースト住民の批判的になっていた。

ヴェララのリーダーシップのもとに垂直的に統合され、有機的に結合されていた諸カースト間の相互依存関係が、今後どのような変貌をとげるか予測することはできない。そこで不十分ながらも農地移動を通じて現われてきた新しい動きが、農家負債ではどのような形をとっているかをみることにしよう。

インドの農民生活の窮乏を伝えるために、「インドの農民は負債をもって生まれ、負債の中で生き、負債を残して死ぬ」と言われる。たしかに、負債件数の多さと所得に比べた負債金額の大きさは外部の観察者を驚かせるに十分である。しかし、第6表を詳しく検討すればわかるように、農家負債の大きさは決して貧窮の象徴ではない。逆に、相対的に豊かな、経営拡大をめざしている農家ほど借金が多いという現象がみられる。これは戦後の日本の企業と同じことで、経済活動が活発なところへ融資しようとするのは、ある意味で当然である。南インドの村でも、回収の見通しがたない経営に、人は貸しながらないものである。

ただし、アビニマンガラム村において融資を得やすい有望な経営とは、村内の労働力に対する支

第6表 農家負債とその目的

(単位: ルピー)

目的	階層	カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ	カテゴリーⅢ	合計
揚水掘井 井當土教 家結葬生 そ	ポ掘資 掘資	11,000(8)	0	0	11,000(8)
		3,000(2)	0	0	3,000(2)
	地育	6,140(13)	3,550(12)	2,375(8)	12,065(33)
		4,100(2)	2,600(2)	0	6,700(4)
	屋建	1,300(3)	500(1)	1,465(5)	3,265(9)
		1,200(2)	13,150(7)	1,100(2)	5,450(11)
	計	7,800(6)	1,960(7)	1,800(7)	11,560(20)
		600(2)	300(1)	100(1)	1,000(4)
	の	4,400(9)	2,412(15)	2,100(12)	8,912(36)
		4,725(20)	2,165(11)	1,755(16)	8,645(47)
合計	44,265(67)	16,637(56)	10,695(51)	71,597(174)	
1件当り負債額	661	297	210	411	

(注) ()内の数字は件数を示す。

配力が強い農家である。村内で最も負債の多い農家は、2人の年雇と1人の使用人（女性…家事労働）を置いているほかに、年間延20日人（男）+814日人（女）の農業労働者を必要に応じて雇い、ナンジャ地農業、ブンジャ地農業および畜産の3部門で生産物の多様化を進めている。年齢は38歳であるが、すでにヴェララ・コミュニティにおける指導的な地位を確立し、村内行政のとりまとめ役となっている。この農家の場合、まだ返済を終えていない借金の内訳は次のとおりである。

- (1) 1957年に結婚資金として2000ルピー。年6%の利子を貸し手である移住労働者（マレーシア）の実家に払っている。
- (2) 1960年に0.6 エーカーのブンジャ地をナンジャ地化する資金の一部として、1200ルピーを同村の開発バンチャーヤト委員長から借りた。利率は同じく6%。
- (3) 1965年に電力用揚水ポンプ・セットを購入するため、地区開発事務所（Block Development Office）から1300ルピーの融資を得た。利率は6.5%。
- (4) 1967年に生計費のため村の親戚から500ルピーを無利子で借りた。

これは決して例外的なケースではなく、ヴェララで多額の負債をかかえている農家には、よく似た例が少なくない。町の金融業者に借りに行く農民は少なく、たいていは村内で貸し手を見つけることができる。この村では、16戸（ヴェララ15、ガウンダー1）が金貸しとして知られている。これは外から送金の多い地域の特殊性かもしれない。村の商店が下層カーストの労働者に短期間融資する時の利率は24%にもものぼるが、通常は6~12%の範囲である。

貸し手と借り手との関係を見ると、ここでも二

つの側面に留意する必要がある。一つは村落生活の水平的な相互依存関係であり、他方は垂直的な支配従属関係である。上例も含めて無利子で貸しているケースが10件近くあったが、その場合も同様である。少額の生計費を村内の農家間で融資し合う慣行を、手間替労働についてと同じ言葉であるカイマートと呼ぶのも、相互依存関係の性格を物語っていて興味深い。反対にヴェララの富農が少額の生計費を低利または無利子で、自分の雇っているパンニャルやパディヤルに貸す場合は、特定の労働力に対する支配を維持したいという意図がこめられているのである。

階層別の負債目的をみるとカテゴリーⅠは、揚水ポンプ、井戸掘削、営農資金、土地購入などが多く、カテゴリーⅡは土地購入と家屋建設が多く、カテゴリーⅢは教育費が多い、という特徴を指摘できる。これはアビニマンガラム村における農村経済の新しい動向とも重なっている。ヴェララのナンジャ地経営を統合軸として、各部門の労働力を多様なレベルで結合させた旧来の村落内分業体制が、どのような方向に向かって解体されてゆくかを示唆する指標でもある。

冠婚葬祭や生計費のために借金する事例は、どの階層にも共通にみられるが、1件当りの負債額はカテゴリーⅠが、他の階層の約3倍である。この格差は3者の生活内容の違いをあらわしているものと考えて、ほぼ間違いないであろう。この点を確認するために、村内の階層別耐久消費財の所有状況をまとめたのが第7表である。

カテゴリーⅡおよびカテゴリーⅢの下層農家は、ほとんど耐久消費財と呼べるようなものを所有していないことがわかる。家の中の備品什器についても、第7表と同じような格差がきわだっている。第7表はカテゴリーⅠの内部においても、

第7表 村内の耐久消費財所有世帯

(単位: 戸数)

	カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ	カテゴリーⅢ	計
自ラ	12	4	0	16
転ジ	6	0	0	6
屋内配線	9(25)	0(1)	0	9(26)
加圧型ランプ	6	0	0	6
掛腕時計	12	0	0	12
腕時計	7	1	0	8
雨懐中電灯	20	3	3	26
	20	2	2	24

(注) ()内の数字は電灯用屋内配線を申請中の戸数である。

耐久消費財を所有している世帯数が限られていることを明らかにしている。村の居住区を歩いてみると、物的な生活条件の格差は家屋の構造において最もいちじるしいことがわかる。居住区のはずれに建設中であった鉄筋コンクリート造りの宏壮な邸宅(コロンボで活躍している貿易商の実家)は別格としても、カル・オッダーが切り出した石材を組み、その上に建てられた煉瓦造り(スレート屋根)の富農の家と、土塀の一角をヤシの葉の屋根でおおい、1部屋だけの家に区分した貧農の家との対照は、ちょうど大都會の住宅とスラムとが並んでいるような景観であった。自宅に専用の飲用水井戸をもっている家は7戸(ヴェララ6, ガウンダー1)である。残りの村民は、5カ所の共同井戸(カースト・ヒンドゥ用3, 指定カースト用2)を利用しなければならない。

スリランカのプランテーション農園を訪ねて労働者の生活環境を観察した後に、この村の調査をはじめた筆者の眼には、管理部門の社宅と労働者の長屋との格差であるかのように映った。物的な生活条件だけを取り上げれば、プランテーション労働者とカテゴリーⅡ以下村民の生活とは、あまり変わらないように思われる(注3)。

豊かなヴェララの致富の源泉は、村の農業生産の発展によるものではなく、海外で事業に成功

したからだと広く信じられている。村の郵便局長に聞くと、アビニマンガラム村にくる郵便物のうち30%が外国からの手紙だそうである。1年か2年に1度里帰りする人たちは、村に家を新築してもその管理を他人にまかせていたり、農地を所有していても荒地(とくにプンジャ地)にしてしまったりである。このことはヴェララ内部に対立をひき起こしたり、他のカーストに対する支配力を弱めたりしている。ヴェララが全体として貧しかったときの方が、村のまとまりがよかったともいわれる。

農業経営者であるヴェララが、他のカーストの労働力を効率的に配置することによって、一定の生産水準を安定的に維持する体制はこのように内外の両方からのインパクトを受けて解体しつつある。電動ポンプ・セットによるナンジャ地経営拡大の可能性と、海外での蓄積によって村の農業に依存せずに生活を向上させる可能性とは、これまでのカースト的分業体制にもとづく農家経済では考えられなかったからである。

(注1) 拙稿Ⅲ 156ページ。

(注2) 拙稿Ⅱ 167ページ。

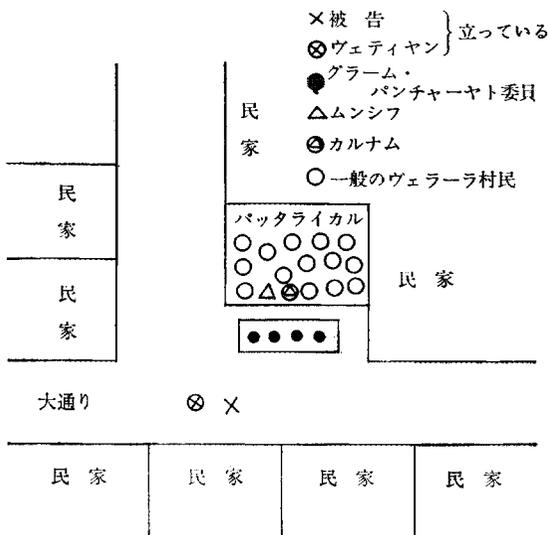
(注3) スリランカのプランテーション労働者の長屋は、コーヒー時代からあまり改善されていない。拙稿Ⅳ 15—16ページ参照。

IV 農家経済と農村経済

これまでの叙述からも明らかなように、個々の農家経済は大都市の住民の家計とは異なり、相互に密接な関連をもち補完し合って、一つのまとまった農村の経済社会を形成している。したがってアビニマンガラム村の経済構造の全体像を描くには、農業部門のみの考察では十分でなく、非農業部門の経済活動をも考察の対象に含めなければな

らない。この村のカースト構成からも類推されるように、村落内分業体制に組み込まれた非農業部門は、農村経済構造の重要な規定要因であるが、紙幅の都合で他日を期すよりほかない。本節では農業部門についての検討を終えるに際して、個々の農家の活動をヴェラーラ・カーストの支配する農村経済へと統合する機能を持つ、グラーム・パンチャーヤト裁判の実態を報告することにしよう。

第1図 グラーム・パンチャーヤト裁判の法廷略図



村を東西に横切る大通りに面した居住区の一部に、パッタライカル (pattaraikal) と呼ばれる石材を敷きつめた場所がある。そのあたりは道幅もいくぶん広がっている。このパッタライカルが村の集会場となっていて、満月の夜に裁判が行なわれるのである。昼間は暑い上に、仕事があるので集会にはむかない。満月の夜が選ばれるのは、電灯のない村では最も明るい夜だからである。一晩ですべての事件を処理できなければ、その翌夜も続けて行なわれる。夕食を済ませてから集まるせいか始まる時間は9時すぎである。

パッタライカルの手前の、一段低い位置に幅広い石のベンチがある。このベンチに4人のグラ-

ム・パンチャーヤト委員が座る。彼らの背後に、ムンシフ、カルナン、次いで他のヴェラーラたちが腰をおろす。被告は履物を脱いでパンチャーヤト委員たちの前方に立ち、被告のかたわらに村の番人 vettiyan が立って見張る。他のカーストに属する者は姿を見せない。とはいえ、少し離れたところで聴いているらしく、その翌朝には前夜の判決が村中に知れわたっている。

筆者が傍聴したのは、1967年3月26日の法廷である。

最初の被告は、中年のパラヤン・カーストの男であった。彼の所有する山羊が、あるヴェラーラのブンジャ地に入っていたというのである。そのブンジャ地の所有者と被告との間で事実関係をめぐって、若干のやりとりが続いた。パッタライカルの上に座っていた一般のヴェラーラたちが次々に発言する。パンチャーヤト委員の1人が2、3の質問をし、そのあと4人で協議して被告に、3ルピーの罰金を言いわたした。他のヴェラーラたちは自由に発言してもよいが、最終的な決定はこの4名によって行なわれるのである。その決定をムンシフが村の雑用係を使って執行することになっている。

ムンシフの説明によれば、2カ月後に村のマリアンマン寺院の祭があるので、その資金を集める必要があつて、懸案になっていた事件の審理をすすめたそうである。

第2の事件は、ヴェラーラ・コミュニティ内部の紛争であった。あるヴェラーラが前年のタミル正月(4月14日)に、ナンジャ地の一部を現物による定額小作であるタンニャ・グッタヘイ (thanya kuthagai) 契約で、近くの若いヴェラーラに貸した。今期は自分で耕作するつもりだから、1967年4月1日に返してもらいたいといっている。が、借地

した青年は3月31日までに収穫を完了することは無理だから返せない、もともと契約期間はその年度の作物の収穫が終わってからのはずだった、と主張している。この紛争は元来契約期間よりも、契約した小作料が争点だった。貸した方は1.5袋の約束だったといい、借りた方は1.25袋だったというのである。それでは早く耕地を明けわたしてくれ、という争いに発展したわけである。

両者は激しい応酬をくり返していたが、小作契約は口頭で行なう慣行のため、証拠がない。双方の支持者がそれぞれ発言して弁護するが、判定の根拠がないのでパンチャーヤト委員たちも決定を下しかねていた。深夜の11時近くになったので、判決を保留し契約の場に同席していた証人の出席を求めて、あらためて裁判を行なうことになった。パンチャーヤト委員たちも、あまり大問題とはいえないので、解決は時間の経過にゆだねようと考えている様子であった。

翌日の夜、再び同じ場所で開催された。前夜の長い論争のために、取り上げることができなかった事件が次々と処理された。今夜の被告はすべて指定カーストであったためか、審理はかなり強引に進められていた。

第1の事件は、パラヤンの山羊がヴェラーラのブンジャ地に入っていた、という前夜と似たケースですぐに2ルピーの罰金が課せられた。

第2の事件は、緑肥を採集していたパラヤンが、ヴェラーラの農地に入り作物の葉を盗んだ、という容疑であった。被告は確信に満ちた態度でそういう行為はしていないと否定していた。しかしパンチャーヤト委員の認めるところとならず、11ルピーの罰金刑という判決になった。

第3の事件はマヒマイ (mahimai) の脱税容疑である(註1)。村の生産物を村外に販売すればマヒマ

イを払わなければならないが、被告は牛を村外から買いかえただけである、と反論していた。しかし、牛の買いかえは一度村の生産物を村外に販売し、その後に村外から新たに牛を買ったことであると認定され、3ルピーの追徴金が課せられた。

最後の事件は、ムンシフやカルナムの下で働く公務員である村の雑用係 talaiyare が、被告であった。彼の山羊がヴェラーラの耕地に侵入したかどで、10ルピーの罰金を課せられていたにもかかわらず、この罰金を不当に高すぎるとして、となりのコタトゥール (kothatur) 村にある県の警察署へ行き、5ルピーの罰金を払い、警官の許可を得て山羊を引き取ったことについてである(註2)。これは村のパンチャーヤト裁判の権威を傷つける行為であるとして、あらためて3ルピーの罰金が課せられた。この夜の裁判はこれだけで終わった。

このようなヴェラーラの判事のみによって裁かれる、パンチャーヤト裁判のあり方に対して下層カーストの不満は非常に強く、「われわれの罰金のおかげで、ヴェラーラの神(マリアンマン寺院のこと)が生き長らえているんだ」、と被告の1人があとで語っていた。

パンチャーヤト裁判の判決に服しない者にとられる対抗手段は、さまざまな形態がある。カースト・ヒンドゥの村民に対しては、何よりもまず村の寺院の境内に入ることが禁止される。これにともなって、村内の社会生活を営むうえで欠くことのできない、各種の相互扶助の網の目から排除される。たとえば、同年4月2日に老父が死亡したヴェラーラの家では、その日のうちにムンシフから次のような通告をうけていた。

「村外へ売った牛乳に対応するマヒマイ50ルピーおよびパンチャーヤト裁判の罰金5ルピー、あわせて55ルピーが滞納されている。これを1週間で

内に完済することを約束しなければ、村の鼓手と床屋^(注3)に葬儀の行事にたずさわらないよう命じる」。葬式を出させないというのは、日本の村八分よりきびし排除の仕方である。

しかしながら、いわゆるハリジャンたちはもともと村の寺院に入ることは許されていない。それに、カースト・ヒンドゥの間で維持されてきた相互扶助の諸慣行から、多くの点で排除されている。「アーディ・ドラヴィダと同じように扱うぞ」^(注4)という脅迫は、カースト・ヒンドゥには効力を発揮しても、当のアーディ・ドラヴィダに対して言えば、笑い草になるだけである。

指定カースト層に向けられる対抗手段は、アーディ・ドラヴィダ自身の説明に従えば、判決に服しない人間を、

- (1) 共同井戸を利用させない。
- (2) 村内での雇用機会を奪う。
- (3) 雇用した上で手荒な扱いをする。

という3点に集約できるそうである。とりわけ、第2の手段は決定的ともいうべき強制力を持っている。

約10マイル離れたティルヴェッラライ(Thiruvellarai)村で、開明的な県知事に率いられてカースト・ヒンドゥの寺院に入ったとき(1955年)、村の支配カーストであるムトゥラージャ(Muthurajah)は、この第2の手段に訴え、約1年間アーディ・ドラヴィダの雇用を中止したことがある。このときの農業労働者の苦境と最終的な屈服(旧来の村落秩序への復帰)は、アビニマンガラム村の指定カースト住民の間でもよく知られている。また、遠くタンジャウル県のキラヴェンマニ村のアーディ・ドラヴィダがカースト・ヒンドゥの上層農家と賃上げをめぐる対立し、1968年の暮に42人が焼き殺された事件^(注5)に、アビニマンガラム村のアー

ディ・ドラヴィダは強い関心を示していたといわれる。となりのプタナンパティ村にハリジャンのための大学が設立されたという事情もあって、アビニマンガラム村のアーディ・ドラヴィダの間では、教育を通じてヴェラーラ支配の強制力に対抗しようと模索しているようであった。

農家経済を農村経済へと統合する上で、きわめて強い力をふるっているグラム・パンチャーヤトとその裁判は、同じヴェラーラ・カーストの間では、自分たちにとって必要なことは自分たちで決めるという自治の拠点である。しかし、その力がカースト・ヒンドゥの下層農家に向けられるにしたがって支配・従属関係が濃厚になる。そして、ハリジャン階層に対しては直接的な抑圧の手段に転化してしまうのである。

農村経済構造の研究は、この二つの方向(自治と抑圧)への統合力が作用していることに留意しながら、その統合力がどのような社会関係によって支えられているかを解明しなければならないのである。

(注1) マヒマイの制度については拙稿Ⅲ 152ページを参照。

(注2) 他人の農地を荒らした山羊は、捕えらるるとムンシフの家の前につなされ、所有者がムンシフの許可を得て引き取る慣行になっている。

(注3) 村の鼓手(バラヤン)と床屋(ベリヤリ)の協力がなければ、この地方では葬儀をとり行なうことが不可能である。

(注4) アーディ・ドラヴィダはこの地方の指定カーストの総称。ハリジャンという表現は、官庁用語として使用されているようである。

(注5) *Blitz*, Jan. 4 th, 1969.

(調査研究部)